様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　　2025年　　1月　　22日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）ちゅうごくせいゆかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 中国精油株式会社  （ふりがな） ひぐち　よしひこ  （法人の場合）代表者の氏名 樋口　克彦  住所　〒700-0821  岡山県岡山市北区中山下2-1-77  法人番号　1260001004262  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 中国精油株式会社におけるDX | | 公表日 | 2024年　　11月　　29日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | HP: https://www.chusei-oil.com/dx-attempt/  リンク：[DX推進に向けた取組 | 中国精油株式会社](https://www.chusei-oil.com/dx-attempt/)  記載箇所：代表取締役社長　樋口 克彦  DX推進への取り組み  　　　　　ビジョン | | 記載内容抜粋 | ●代表取締役社長　樋口 克彦  この度、弊社ではデジタルトランスフォーメーション　（DX）を企業指針の一つとして掲げ、DX推進を通じてさらなる成長と社会貢献を目指した取り組みに注力して参ります。  1業務プロセスの効率化  2データ活用による意思決定の高度化  3新たな価値の創出  4持続可能な社会の実現への貢献  弊社のDX推進は、従業員一人ひとりの創意工夫とチャレンジ精神が支えとなります。  これまで培ってきた技術や知識を基盤としながらも、変化を恐れず未来志向の挑戦を続けることで、お客様や社会からのご要望にお応えすることで必要とされる企業であり続けることを目指し、全社一丸となってDXを推進して参ります。  ●DX推進への取り組み  中国精油では石油化学メーカー向けのOEM生産や工程受託を通じて、お客様のコスト削減やCO₂排出量削減に貢献します。  長年培ってきた技術・実績にDXを融合し、スポット受注から定期的なサービス提供へと進化させ、新たなビジネスモデルで社会課題の解決を目指します。  ●ビジョン  中国精油は、潤滑油や化学品の製造・販売・加工を通じて、環境に配慮した高品質なケミカルソリューションを提供し、持続可能な未来とデジタル化を追求します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 本公表内容は、取締役会にて承認された方針に基づき作成された内容である。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 中国精油株式会社におけるDX | | 公表日 | 2024年　　11月　　29日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | HP: https://www.chusei-oil.com/dx-attempt/  リンク：[DX推進に向けた取組 | 中国精油株式会社](https://www.chusei-oil.com/dx-attempt/)  記載箇所：DX戦略、DXシステムマップ  　　　　　戦略内容（最適化・データ収集） | | 記載内容抜粋 | ●DX戦略  単なるITツールの導入に留まらず、ビジネスモデルや企業文化の変革、デジタル技術を活用してお客様へより良い価値を提供し、効率的かつ柔軟な組織を構築することで持続可能な成長と競争力の強化を目指します。  水島工場を基盤として全社に向けDX戦略を展開し、業務効率化や生産性向上を目指しています。  水島工場のDX成功事例を各部門に広げ、全社一丸となって競争力強化と価値提供に努めます。  ●戦略内容  最適化…個人の知識や経験に加え、過去の需要データを活用した生産計画を立案し、 生産効率の向上を目指します。  データ収集…設備のIoTや設備からDCSシステムを経由して、稼働データを採取を行い。  採取した稼働データを基に生産計画に反映させることで、生産計画の最適化を目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 本公表内容は、取締役会にて承認された方針に基づき作成された内容である。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | HP: https://www.chusei-oil.com/dx-attempt/  リンク：[DX推進に向けた取組 | 中国精油株式会社](https://www.chusei-oil.com/dx-attempt/)  記載箇所：DX戦略  DX推進体制(組織・人材育成) | | 記載内容抜粋 | ●組織  [Chusei DX 2030] を立上げ、DXを推進しています。  ●人材育成  DX時代を切り開く人材育成を推進する!  私たちはDX戦略を推進するための適切な人材を確保し、次世代のDXリーダーを育てる取り組みを進めています。  DX人材の育成と関連技術の習得に向けた実践的な教育プログラムを展開し、グループの変革を支えていきます。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | HP: https://www.chusei-oil.com/dx-attempt/  リンク：[DX推進に向けた取組 | 中国精油株式会社](https://www.chusei-oil.com/dx-attempt/)  記載箇所：戦略内容（自動化）、DXシステムマップ | | 記載内容抜粋 | ●戦略内容  自動化…ベテランの知識や経験をIoT（SCADA）を使用することで、監視データをDCSシステムに連携させ設備の監視や異常の自動停止、最終的には自動製造できる設備を目指します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 中国精油株式会社におけるDX | | 公表日 | 2024年　　11月　　29日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | HP: https://www.chusei-oil.com/dx-attempt/  リンク：[DX推進に向けた取組 | 中国精油株式会社](https://www.chusei-oil.com/dx-attempt/)  記載箇所：DX指標  　　　　　戦略内容（CO2削減） | | 記載内容抜粋 | ●DX指標  現在の生産能力を2027年度までに25%向上を目指します。  【製造部門】  社員教育の課題に対応した設備の導入  社員ごとの技術レベルの違いや教育訓練の複雑さに対応するため設備でサポートする仕組みを導入し、これによりスキルや作業品質の「安定化」や「均質化」を実現します。  効果目標として、CPKの10％向上を目指します。  【管理部門】  「求められる生産」から「提案する生産」へ進化します!  私たちは、ただお客様からの生産依頼に応えるだけでなく、過去の需要データをもとに自社から最適な提案を行う新しい生産体制の構築を進めています。  この変革によりお客様のニーズを先取りし、価値あるサービスを提供できる環境を整え、効果目標として、顧客満足度の10％向上を目指します。  ●戦略内容  CO2削減…紙ベースの管理から脱却するため生産管理や在庫管理システムの導入を検討し、社内のペーパーレス化を行い、まずは水島工場の紙の使用量60％削減を目指します。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年12月16日 | | 発信方法 | HP:https://www.chusei-oil.com/company/message/  リンク：[ごあいさつ | 中国精油株式会社](https://www.chusei-oil.com/company/message/) | | 発信内容 | 弊社はデジタル技術を駆使して、ビジネスモデルと企業文化を革新し、効率的で柔軟な組織の構築に取り組んでおります。  DXを活用し、データ活用や生産計画の最適化により生産性と品質を向上させます。  また、進捗や成果を明確に管理し、透明性をもってステークホルダーへ発信していきます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　　10月頃 | | 実施内容 | 当社は情報処理推進機構（IPA）の「DX推進指標」による自己診断を実施し、課題の把握をしております。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　　10月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 当社は情報セキュリティ基本方針を公開し、  情報処理推進機構（IPA）の「SECURITY ACTION」二つ星を宣言しました。  当社HP内の「セキュリティ対策」及び「情報セキュリティ基本方針」に記載。  HP: https://www.chusei-oil.com/dx-attempt/  リンク：[DX推進に向けた取組 | 中国精油株式会社](https://www.chusei-oil.com/dx-attempt/) |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。